

令和2年6月16日

令和元年度国有財産監査の結果等について

1. 令和元年度国有財産監査の結果

国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、令和元年度に四国財務局が実施した国有財産の実地監査について、その結果を取りまとめましたので公表します。

以下のとおり、合計 23 件の監査を実施し、そのうち 4 件（17.4%）について問題点を指摘しました。

なお、指摘事案の概要については別紙 1 のとおりであり、指摘を行った事案のうち主な事例は別紙 2 のとおりです。

（単位：件）

区 分	実施件数	指摘件数	指摘区分
庁舎・宿舍の公用財産等に対する監査	23	4	是正 2、検討 2

※ 指摘区分

是正：改善等措置を求めたもの等

検討：改善等措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等

2. 平成 23～30 年度監査における指摘事案のフォローアップ状況

実地監査で指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握するとともに、処理の促進を図るため、財産を管理する各省各庁に対するフォローアップを行っています。

平成 23 年度から 30 年度までの間に監査で指摘した事案 56 件のうち、令和 2 年 3 月末時点で是正・改善が図られた事案は 33 件（58.9%）です。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

< 監査指摘事案のフォローアップ進捗状況（平成 23 年度～30 年度） >

（令和 2 年 3 月末）

平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
件数	処理済	進捗率									
6 件	5 件	83.3%	7 件	4 件	57.1%	11 件	8 件	72.7%	8 件	4 件	50.0%

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
件数	処理済	進捗率									
10 件	5 件	50.0%	5 件	3 件	60.0%	6 件	1 件	16.7%	3 件	3 件	100.0%

合計（累計）		
件数	処理済	進捗率
56 件	33 件	58.9%

(参考)

1. 国有財産の監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、国有財産法第9条第2項等の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産等について、財務局等が実地監査を実施しています。

2. 国有財産の監査の充実・強化

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めております。

令和元年度については、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「庁舎・宿舍の公用財産等」の実地監査に事務量を重点的に配分し、監査を実施しました。

3. 全国の国有財産監査の結果

全国の令和元年度国有財産監査の結果については、財務省HPにて公表しています。

https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2019/index.html

【問い合わせ先】

四国財務局管財部統括国有財産監査官

☎ 087-811-7780 (内線 460・461)

令和元年度監査結果(指摘事案)

公用財産

番号	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名	建物延床面積 (㎡)	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	法務省	徳島地方法務局	一般 労働保険	— 労災 雇用	徳島地方合同庁舎	7,184.28	徳島県徳島市徳島町 城内6-6	是正	<p>徳島地方合同庁舎は、官署の退去により生じる空きスペース(約2,600㎡)に、四国財務局徳島第2地方合同庁舎に入居し庁舎の耐震性能(Ⅲ類)と官署の耐震性能(Ⅱ類)にミスマッチが生じている徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナーを移転入居させることにより、耐震性能を有した庁舎の確保を図るとともに、老朽・狭あいとなっている徳島税務署を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。</p> <p>また、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。</p>
2	財務省	四国財務局	一般	—	四国財務局徳島第2地方合同庁舎	4,525.30	徳島県徳島市万代町 三丁目5-2	検討	<p>四国財務局徳島第2地方合同庁舎は、庁舎の耐震性能(Ⅲ類)と官署の耐震性能(Ⅱ類)にミスマッチが生じている徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナーを、庁舎の耐震性能が一致する徳島地方合同庁舎に生じる空きスペースに移転入居させることにより、耐震性能を有した庁舎の確保を図るとともに、財務事務所等の退去スペース(約570㎡)及び余剰スペース(約450㎡)に、非効率使用となっている中国四国農政局徳島市庁舎及び借受庁舎である自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。</p>
3	農林水産省	中国四国農政局	一般	—	中国四国農政局徳島市庁舎	1,992.98	徳島県徳島市中昭和町 二丁目32番	検討	<p>中国四国農政局徳島市庁舎は、非効率な使用となっていることから、官署の移転により空きスペースが生じる四国財務局徳島第2地方合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。</p>
4	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	中村工事事務所中村国道出張所	596.38	高知県四万十市古津賀 字サノ山2293-3外3筆	是正	<p>中村工事事務所中村国道出張所は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。</p>

《公用財産：耐震性能を有した庁舎の確保、非効率使用の改善及び用途廃止を求めた事例》

部局名等	監査対象財産の概要
<p>①法務省徳島地方法務局 ②財務省四国財務局 ③農林水産省中国四国農政局 (④国税庁高松国税局 ⑤防衛省中国四国防衛局)</p> <p>①【徳島地方合同庁舎】《耐震性能Ⅱ類庁舎》 所在地：徳島県徳島市徳島町城内6-6 会 計：一般会計・労働保険特別会計（労災勘定・雇用勘定） 土 地：6,051.76㎡ 建 物：建1,346.66㎡/延7,184.28㎡（RC-7-1外・昭和51年2月築外）</p> <p>②【徳島第2地方合同庁舎】《耐震性能Ⅲ類庁舎》 所在地：徳島県徳島市万代町3-5-2 会 計：一般会計 土 地：2,294.39㎡ 建 物：建813.55㎡/延4,525.30㎡（RC-5-1外・平成2年9月築外）</p> <p>③【中国四国農政局徳島市庁舎】《Ⅲ類官署》 所在地：徳島県徳島市中昭和町2-32 会 計：一般会計 土 地：1,734.81㎡ 建 物：建474.09㎡/延1,992.98㎡（RC-5・昭和60年3月築）</p> <p>（以下、平成28年度監査実施分） ④【徳島税務署】《Ⅲ類官署》 ⑤【自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所】《借受：Ⅲ類官署》</p>	<p>◆ 耐震性能を有した庁舎の確保、非効率使用の改善及び用途廃止について</p> <p>① 徳島地方合同庁舎(Ⅱ類庁舎) 【耐震性能の確保・非効率使用の改善】</p> <p>② 徳島第2地方合同庁舎(Ⅲ類庁舎) 【耐震性能の確保・非効率使用の改善】</p> <p>③ 中国四国農政局徳島市庁舎 【用途廃止】</p> <p>④ 徳島税務署</p> <p>⑤ 自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所</p> <p>（注）平成28年度監査指摘済</p> <p>《未利用財産(土地)合計》 ○台帳数量：3,657.50㎡ ○台帳価格：約360百万円</p> <p>財産(土地)の概要 台帳数量：1,922.69㎡ 台帳価格：約192百万円</p> <p>財産(土地)の概要 台帳数量：1,734.81㎡ 台帳価格：約167百万円</p>
<p>対象口座等</p> <p>③【中国四国農政局徳島市庁舎】《Ⅲ類官署》 所在地：徳島県徳島市中昭和町2-32 会 計：一般会計 土 地：1,734.81㎡ 建 物：建474.09㎡/延1,992.98㎡（RC-5・昭和60年3月築）</p> <p>（以下、平成28年度監査実施分） ④【徳島税務署】《Ⅲ類官署》 ⑤【自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所】《借受：Ⅲ類官署》</p> <p>《耐震性能を有した庁舎の確保》 ○監査の結果、徳島地方合同庁舎（耐震性能Ⅱ類、以下「徳島合庁」）は、官署退去による空きスペース（約2,600㎡）の発生が見込まれ、徳島第2地方合同庁舎（耐震性能Ⅲ類、以下「第2合庁」）に入居し耐震性能が不足する徳島財務事務所及び徳島労働局徳島事業支援コーナー（共にⅡ類官署、以下「財務事務所等」）が移転可能な面積を確保できることが確認された。</p> <p>○このため、徳島合庁に財務事務所等を移転入居させ、耐震性能を有した庁舎の確保を図る必要があると指摘したものの。</p> <p>《非効率使用の改善及び用途廃止》 ○監査の結果、徳島合庁は、老朽狭隘の徳島税務署が移転可能な面積を確保できることが確認された。また、第2合庁は、財務事務所等の退去（約570㎡）及び余剰（約450㎡）の創出により、非効率使用の農政局徳島市庁舎及び借受庁舎の徳島募集案内所が移転可能な面積を確保できることが確認された。</p> <p>○このため、徳島合庁に徳島税務署を入居させ、また、第2合庁に農政局徳島市庁舎及び徳島募集案内所を入居させ、それぞれ非効率使用の改善を図るとともに、農政局徳島市庁舎を用途廃止する必要があると指摘したものの。</p> <p>指摘内容等 【検討事項】</p>	